

法発〔2016〕28号
最高人民法院による
「歴史的要因による財産権案件の善処に関する意見」の発行通知

各省・自治区・直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団支院：

「歴史的要因による財産権案件の善処に関する最高人民法院の意見」を発行するので、実状を踏まえ、着実に執行してください。

最高人民法院
2016年11月28日

歴史的要因による財産権案件の善処に関する最高人民法院の意見

「財産権保護制度の改善と財産権の法による保護に関する中共中央・国務院の意見」（以下、「意見」という）を実施し、人民法院の裁判職能を十分に果たし、歴史的要因による財産権案件を善処するため、以下の実施意見を提言する。

一、歴史的要因による財産権案件の善処の重要な意義を十分に認識する

1. 歴史的要因による財産権案件の善処は、中央政府による財産権保護制度の改善と財産権の施策や手配の法による保護における重要な措置である。財産権保護の強化は、社会主義の基本的な経済制度を徹底する必然的要件であり、豊かな社会を全面的に構築する必然的要件であり、党の長期的政権維持の社会的基礎を固める必然的要件であり、国家の長期的安定を維持する必然的要件でもある。歴史的要因による財産権案件を法により善処することは、中央政府による財産権保護の施策と手配強化における重要な構成部分と重大な措置であり、近代化した財産権制度の改善、財産権保護の法制化推進、財産や資金を保有する民衆の安心感の向上、社会的信頼感の向上、良好な社会的期待の促進、「公平、公正、透明、安定」した法制環境の構築、各種経済主体の起業と革新意欲の呼び起こし、社会の公正と正義の維持、経済社会の健康的で持続的な発展の促進に対して、非常に重要な意義を有する。

2. 歴史的要因による財産権案件を法により善処することは、人民法院が負っている重大かつ緊迫な政治的任務である。習近平総書記を核心とする党中央政府は財産権保護を非常に重視している。党の第十八回全国人民代表大会三中、四中、五中、六中全会は関連指示を明確に提出している。今年、党中央・国務院は、財産権制度の改善と財産権の法による保護に関して体系化した施策と手配を行っており、中央政府関連部門の実施活動を明確に手配し、歴史的要因による財産権案件の善処を人民法院の活動任務に指定している。各級人民法院は政治と大局を重視し、思想と行動を中央政府の施策と手配に合わせ、「五位一体」の全体的手配の統合推進と「4つの全面」戦略的手配の協調推進の立場から、責任感と使命感を強め、主体的精神と難関克服の勇氣により、裁判職能を十分に果たし、この重要な政治任務を完成するように努めなければならない。

3. 歴史的要因による財産権案件を法により善処することは、法律性と政策性の非常に強い裁判活動である。歴史的要因による財産権案件の多くは持続期間が長く、形成原因が複

雑である。このような案件を処理する場合、厳しい法律性と政策性が同時に問われる。良き法律的効果、良き社会的効果と良き政治的効果を目指し、政策の指導性を十分に示さなければならない。各級人民法院は民衆本位の司法と公正な司法を徹底し、中央政府の統一指示に従い、社会的に注目される財産権紛争上告案件の裁判や是正を急ぎ、財産権侵害案件の分析を深め、財産権の法による保護の遂げた良き判例をまとめて宣伝し、財産権保護の司法経験を常に拡充、蓄積し、財産権保護の精度を着実に向上させ、財産権保護の法制化を大いに推進しなければならない。

二、目標任務と全体的要求を明確にする

4. 案件処理の範囲を明確にする。改革開放以来の重大財産処置関連の財産権紛争及び民営企業と投資者の違法犯罪に対する発効済みの裁判に関して、当事者と第三者が上告を申し立てた場合、人民法院は速やかに審査、見分ける。過失が確認された場合、法により是正する。

5. 業務のポイントを強調する。重大な典型的案件の見分け、是正と宣伝活動に力を入れる。案件事実と焦点問題を明らかにし、関連法律政策問題を整理し、案件背景と社会的反応を把握し、法律と関連政策の規定に正しく準拠し、善処する。重点案件に対して案件ごとに、立件、再審、執行、善後策を含む一連の活動案を制定する。

三、業務原則を正しく把握する

6. 事実に基づき真実を求める原則を厳守する。歴史を尊重し、事実に基づき真実を求め、改革開放以来の各種企業、特に民営企業経営における規範違反問題を発展の視点から客観的に見直し、法により善処する。

7. 平等な保護の原則を徹底する。各種財産権主体に平等な司法的保護を与え、法律における公民の平等性を徹底し、財産権上告案件の立件チャネルを確保し、再審審査プロセスの適用を規範化し、平等な訴訟地位、平等な訴訟権利、平等な法律適用を確保する。

8. 法により是正する原則を厳守する。事実を根拠とし、法律を準拠とし、法の不遑及、罪刑法定主義、新旧法の間には旧法と軽減を最優先にするといった原則に従い、法定手続きを厳守する。再審条件の整った上告案件に対して、法により再審手続きを進める。過失の確認された発効済み案件に関して、是正を徹底し、公平と正義を確保し、司法の公信力を向上させる。

9. 是正・防止の両立原則を徹底する。財産権の誤審と冤罪案件の弁別と是正を通じ、裁判監督司法救済、逆向過失防止と統一法律適用の役割を強化する。司法責任制を実施し、根源からしっかり予防する。

四、業務プロセスを厳しく是正、見分ける

10. 訴訟権利を保障する。提訴チャネルを確保し、行き届いた訴訟サービスを提供する。当事者の申請権、上告権、知る権利、陳述権、弁護弁論権と処分権を十分に尊重し、法に

より保護する。

11. プロセス監督を強化する。財産権上告案件に対して、裁判等級の監督を強化し、上級法院は呼出尋問と判決変更ができる場合、再審指示或いは差し戻し審を行わないこと。財産権の裁判において下級法院への監督と指導を強化し、プロセスの空回りを防止する。検察監督を重視し、検察機構による控訴及び検察を必要とする案件を法により処理する。

12. プロセスの公正を維持する。交渉要件を明確にし、尋問方式を改善し、上告申立者の意見を十分に聞き取る。法廷尋問の役割を強調し、裁判の論理性を重視し、司法公開を強化する。司法救済と法律援助を強化し、確かに困難のある係争民営企業と投資者の負担を軽減する。

五、司法政策を厳密且つ慎重に把握する

13. 有罪と無罪の法律政策の境界線を正しく把握する。経済紛争と経済犯罪、特に契約紛争と契約詐欺の境界線、企業の正当な融資と不法融資の境界線、民営企業が国有企業の合併再編に参加する際の経済紛争及び国有資産の悪意横領の境界線を厳しく区分する。経済違法行為の刑事罰基準を正しく把握し、経済紛争と経済犯罪の性質を正しく認定し、断固として経済紛争を犯罪扱いした発効済み誤審を是正する。生産、経営、融資活動における経済行為に関して、当時の法律と行政法規が禁止を明示しないのに、犯罪扱いし、或いは法律法規に違反したが犯罪には至らないのに、犯罪扱いした場合、すべて法により是正する。

14. 断固として民事紛争における刑事法施行の介入による誤審を是正する。刑事手段で当事者を強制的に意思表示させ、発効済み民事裁判誤審に繋がった場合、断固として是正する。犯罪関連の民営企業と投資者に対して、当事者が強制的措置を受ける、或いは服役期間中に、その財産権など民事権利の行使を法により保障する。民営企業投資者が人身自由の制限によりその民事訴訟権利の行使に深刻な影響を受け、その人身自由の制限が解除された後、民事案件の事実において新たな証拠が立てられ、発効済み裁判を覆せる場合、人民法院は職権により調査、確認する。再審条件の整った場合、法により再審を始める。

15. 財産権混同による上告案件を法により善処する。財産権案件の見分けと再審において、個人財産と企業法人財産を厳しく区別し、株主と企業経営管理者など自然人が違法した場合、その個人の財産を処置する際に企業法人の財産と勝手に関係付けない。企業が違法した場合、企業法人の財産を処置する際に、株主及び企業経営管理者の個人の合法的財産と勝手に関係付けない。違法所得と合法財産を厳しく区別し、案件関連者の個人財産と親族の財産を区別し、違法所得を処置する際に合法的財産及び案件関係者の親族の合法的財産を勝手に関係付けない。法律に違反して案件関連財産を処理せず、特に審査において当事者とその親族、株主、債権者など関係者の合法的權益を侵害しないように注意する。発効済み誤審により当事者財産権を侵害した場合、法により是正して当事者の損失を賠償する。

16. 政府行為関連の財産権上告案件を法により善処する。財産権案件の見分けと再審において、商業誘致及び政府と社会資本提携などの活動において投資主体と法により締結し

た各種契約に対して、政府改選と管理層更迭などの理由で契約を違反或いは解除し、投資主体の合法的権益を侵害する、或いは法定事由により政府承諾と契約約束を変更する際、投資主体の被った財産損失を補償しない場合、人民法院は法により再審と判決変更を行う。政府による土地や家屋などの財産没収と収用において、補償範囲、形式と基準に違反して没収・収用対象者に公平且つ合理的な補償を与えていない誤審の場合、人民法院は法により再審を始める。再審審査と審査において、行政和解協調メカニズムと民事調停方式を活用し、財産権紛争を善処する。

17. 案件関連財産処置上告案件を法により善処する。誤った保全措置の実施、誤った執行措置の実施、誤った執行目的物の処置により、当事者或いは利害関係者、第三者などの財産権の侵害に繋がった場合、速やかに強制的措置を解除或いは変更し、財産を返還する。執行において、執行目的異義の裁判に不服がある場合、当事者と第三者は異義提訴或いは裁判監督手続きなど法定方式により救済を請求することができる。損失を被った場合、被害者は法により国家賠償を申請する権利を有する。

18. 財産権保護関連の国家賠償案件を法により裁判する。財産権上告案に起因する国家賠償に関して、着実に審査し、立件条件の整った場合、法により立件し、賠償条件の整った場合、法により賠償する。法定賠償原則を厳守し、賠償決定をしっかりと執行する。

六、業務実行を徹底する

19. 党の指導を徹底する。財産権保護制度の改善と財産権の法による保護は、党中央・國務院による重大な施策と手配であり、各級人民法院は財産権司法保護を党の統一指導の下に位置付け、法により独立で裁判権を行使する。財産権保護における重大な事項に関して、速やかに現地の党委員会に報告し、党委員会の統合協調により、関連部門と連携して、財産権上告案件を処理する合力を形成する。

20. 協調メカニズムを構築する。各高級人民法院は財産権関連の誤審と冤罪案件の見分けと是正を徹底し、特別WGを結成し、統合協調を強化し、活動プランを提出し、焦点問題を研究、解決し、慎重に扱うべき案件の応急案を制定し、下級活動への指導を強化し、速やかに活動の進捗を報告する。WG弁公室を裁判監督法廷の下に統一設置する。

21. 宣伝と指導を徹底する。主に宣伝重点と政策指向性を宣伝し、情報公開を強化し、速やかに社会に注目される問題に対応する。適時に社会に対して財産権保護の典型的判例を公開する。法律解説と政策指導を強化し、財産権保護の法制理念を普及させ、良好な財産権保護司法環境と世論環境を整える。

22. 規律厳守と責任追及を徹底する。財産権上告案件の見分けと是正において、「司法活動に対する管理層の干渉、特定案件干渉の記録、通報と責任追及関連規定」、「司法責任制改善に関する最高人民法院の若干意見」などの制度を着実に推進し、案件審査の終身責任制と誤審責任追跡制を引き続き改善し、根源から誤審と冤罪案件を未然に防ぐ。

出所：

2016年11月29日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所
所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-31781.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。